ながさき型

地域貢献企業等

募集

長崎市では、地域活動に貢献する企業等を

「ながさき型地域貢献企業等」

として認定します。

ながさき型地域貢献企業等に認定されるとこんなメリットがあります。

（１）　認定証を交付します。

（２）　長崎市ホームページに公表します。

（３）　認定マークを認定企業の広報媒体等に使用することができます。

（４）　申請により建設工事入札参加資格において加点があります。

地域貢献活動の様子

認定式の様子

制度概要

1　地域貢献活動とは

各種地域団体が参画する環境美化活動、防犯･防災活動、交通安全運動、子育て支援活動、高齢者･障害者支援活動その他地域課題の解決等のための活動に係る人的支援又は金銭的若しくは物的支援（金銭的又は物的支援にあっては、1件当たり30，000円以上のものに限る。）をいいます。

2 地域貢献活動休暇とは

企業等の従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。）をいいます。

※就業規則の作成･見直しについては、長崎働き方改革推進支援センターで支援を行っています。

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/nagasaki/

3　企業等とは

企業、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等、協同組合等、特定非営利活動法人で、以下の条件を全て満たすものをいいます。

（１）　市内で事業を営んでいること
（２）　市内に本店、支店、営業所等を有していること（法人に限る）
（３）　市内に住所を有していること（個人事業主に限る）
（４）　市税を滞納していないこと

4　各種地域団体とは

市内の連合自治会･自治会、社会福祉協議会、防犯協会、自主防災組織、保健環境自治連合会、子ども会、地域コミュニティ連絡協議会、青少年健全育成協議会、体育協会、PTA、ひとり親家庭福祉会、老人クラブその他地域課題の解決等のために自発的に活動を行う団体をいいます。

5　認定基準

	100人以上の企業等	100人未満の企業等
地域貢献活動の実績	４回以上 （金銭的又は物的支援のみの場合は、当該支援に係る回数は年２回を上限とし、同一団体への２回以上の支援は１回とみなす。）	２回以上 （金銭的又は物的支援のみの場合は、当該支援に係る回数は年１回を上限とする。）
連携協定の締結	市又は各種地域団体との地域貢献活動に関する連携協定の締結等を行っているもの。	
地域貢献活動休暇の取得実績	４人以上	２人以上

詳しくは長崎市ホームページをご覧ください。

ながさき型地域貢献企業　検索

【お問い合わせ先】
長崎市　市民生活部　自治振興課
TEL　095-829-1134
FAX　095-829-1233